諮問番号：令和５年度諮問第　１号

答申番号：令和５年度答申第１０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和３年８月１０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、令和３年３月３１日に１，５３１円を雇用保険の追加給付（以下「本件追加給付」という。）として受給した。これは、公共職業安定所（国）の不適切な取扱いにより生じたものであり、本来は、審査請求人の手元に残るはずのものと考える。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が本件追加給付を受給したため、審査請求人に対して令和３年３月分として支給した保護費のうち１，５３１円について、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、公共職業安定所の不適切な取扱いにより生じたものであり、本来は手元に残るはずのものである旨主張する。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月1日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び生活保護制度における雇用保険等の追加給付への対応について（平成３１年３月２９日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「保護係長事務連絡」という。）３のとおり、雇用保険等の追加給付は、その実際の額を、受給月の収入として認定するとされており、処分庁が、本件処分において、本件追加給付を収入認定したことに誤りは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（３）法第６３条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

　　　また、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の２（答）３のとおり、既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（８）により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができるが、この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限るものであり、それ以前の返納額は法第６３条により処理すべきであるとされている。

　　　審査請求人は、本件追加給付を受給し、令和３年４月２３日に同年３月２９日付けで某公共職業安定所長が審査請求人宛てに通知した「追加給付のお支払いに関するお知らせ（支給決定通知書）」（以下「本件通知書」という。）を処分庁に提出し、同年８月６日に収入申告を行ったことが認められる。

　　　また、処分庁は、審査請求人が本件追加給付を受給したことから、本来は、３月分保護費として収入認定するところ、通帳による入金の確認に時間を要したことから、法第６３条に基づく返還決定を行ったことが認められる。

　　　以上のことからすると、本件追加給付について、令和３年３月以降の保護費に収入充当するのではなく、法第６３条により処理することとし、返還額を１，５３１円とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）なお、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還決定処分については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額と定めている。

　　　本件においては、処分庁が、審査請求人に対し、自立更生に要する費用についての説明を行ったかについては、本件の事件記録において記載がなく、判然としない。

　　　しかしながら、処分庁に対する審査請求人の収入申告書及び通帳の提出が遅れたことにより、処分庁が法第６３条に基づく費用返還決定処分を行うことになった経緯や他の受給者が雇用保険等の追加給付を受給した際に、受給額の全額が受給月の収入として認定されることとの公平性を考慮すると、本件の事件記録からは返還額から控除を行うべき事実を見出すことができない。

（５）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和５年４月２７日　　諮問書の受領

令和５年４月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：５月１２日

口頭意見陳述申立期限：５月１２日

　令和５年５月１５日　　第１回審議

令和５年６月１２日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである保護の補足性について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）局長通知第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（６）平成２４年課長通知１（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を示している。その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）」と記している。

（７）問答集の問１３の２（答）３は、収入増の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過少となったときの取扱いについて、「収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は３か月程度と解すべきである。（中略）既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局〔局長通知〕第１０の２（８）により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が３か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。ア　この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第６３条により処理すべきである。（後略）」と記している。

（８）保護係長事務連絡３は、生活保護制度における雇用保険等の追加給付の取扱いについて、「追加給付は、（中略）〔次官通知〕第８の３（２）ア（ア）の「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付」に該当するものとして、その実際の受給額を、受給月の収入として認定して下さい。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年５月２０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年４月２３日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件通知書を提出した。

本件通知書には、厚生労働省が所管する統計について長年にわたり不適切な取扱いをしていたことにより、雇用保険を追加給付する旨が記載され、受給期間の欄には、平成２０年６月２日から同年８月３０日と、支給決定金額の欄には、１，５３１円と記載されている。

（３）令和３年８月６日、審査請求人は処分庁を訪問し、審査請求人名義の銀行通帳の写しを添付して、本件追加給付に係る収入申告書を提出した。

当該銀行通帳には、令和３年３月３１日に１，５３１円が振り込まれた旨が記載されている。

（４）令和３年８月１０日、処分庁は、本件追加給付が令和３年３月３１日に審査請求人に支給されたため、資力発生日は同日になり、本来は３月分保護費に収入認定するところであるが、通帳の入金確認に時間を要したとして、法第６３条に基づく返還を求めることを決定するとともに、次官通知第８の３（２）ア（ア）に示される「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定すること。」に照らして、本件追加給付の全額を収入認定することを決定した。

（５）令和３年８月１０日付けで、処分庁は、本件追加給付の全額の返還を求める本件処分を行った。

本件処分の通知書の決定理由の欄には、「（前略）〔本件追加給付〕による収入があったため、令和３年３月１日に支給した保護費のうち１，５３１円について、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた生活保護法第６３条に基づき返還決定します。」と記載されている。

（６）令和３年１０月６日、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記１（４）のとおり、次官通知において、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとし、前記１（８）のとおり、保護係長事務連絡において、生活保護制度における雇用保険等の追加給付の取扱いついては、次官通知の「恩給、年金、失業保険その他の公の給付」に該当するものとして、その実際の受給額を受給月の収入として認定することとしている。

また、前記１（５）のとおり、局長通知において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと、ただし、かかる取扱いは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ることとし、前記１（７）のとおり、問答集において、局長通知により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限るものであり、それ以前の返納額は法第６３条により処理すべきであるとしている。

これらの処理基準、保護係長事務連絡及び問答集の内容は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行うという法の基本原理（法第１条及び第４条参照）に照らして合理的なものといえる。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が本件追加給付を受給したことから、審査請求人の令和３年３月分の保護費のうち本件追加給付の額（１，５３１円）については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、本件追加給付の額を収入認定し、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

これに対して、審査請求人は、国の不適切な取扱いにより生じたものであり、本来は手元に残るはずのものである旨主張する。

確かに、本件追加給付が生じたことについて、審査請求人に責任はなく、本来であれば、審査請求人が保護開始前に受給していたものであるといえる。

しかしながら、処分庁が、本件処分において、審査請求人が受給した本件追加給付を収入認定したことは、前記１（４）の次官通知及び前記１（８）の保護係長事務連絡の取扱いに基づいて、実際の受給額を受給月の収入として認定したものであり不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（３）次に、前記１（３）のとおり、法第６３条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

また、前記１（７）のとおり、問答集において、収入の確認月からその前々月より以前の返納額は法第６３条により処理すべきであるとされている。

本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和３年３月３１日に本件追加給付を受給したことを収入申告によって確認したのが、同年８月であったことから、確認月以後の収入充当額として計上することにより調整できる期間を過ぎているとして、法第６３条に基づく返還決定を行ったことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人が受給した本件追加給付について、令和３年３月以降の保護費に収入充当するのではなく、法第６３条により処理したことは、前記１（５）及び（７）の局長通知及び問答集の取扱いに基づいて行ったものであり、かかる処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）さらに、前記１（６）のとおり、平成２４年課長通知において、法第６３条に基づく費用返還決定処分については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額と示されている。

本件においては、処分庁が、審査請求人に対し、自立更生に要する費用についての説明を行ったかについては、本件の事件記録において記載がなく、判然としない。

しかしながら、処分庁に対する審査請求人の収入申告書及び銀行通帳の提出が遅れたことにより、処分庁が法第６３条に基づく費用返還決定処分を行うことになった経緯や他の受給者が雇用保険等の追加給付を受給した際に、受給額の全額が受給月の収入として認定されることとの公平性を考慮すると、本件の事件記録からは返還額から控除を行うべき事情を見出すことができない。

したがって、本件追加給付の全額を返還額とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（５）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲